

宇治市自主防災組織感染症対策事業補助金 ご利用の手引き

災害が発生した場合、市や消防署などの行政の防災関係機関は総力を挙げて災害対策活動に取り組みますが、大災害の場合、道路の寸断や渋滞、交通手段の混乱などによって、初期消火・救出・救助などの救護活動はすぐに対応できないことが考えられます。そのような場合、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えのもと、地域の皆さんの初期消火・救出等の防災活動が大きな力を発揮します。

宇治市では、地域における自主的な防災訓練や防災知識の啓発活動等を実施する町内会・自治会等の防災組織に対して、その取り組みに必要な経費の一部を助成する「宇治市自主防災組織育成事業補助金」制度を設け、支援を行ってまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症がまん延する状況下においては、災害時における自主防災活動への不安や、防災訓練や防災啓発にかかる研修の自粛など、地域における今後の自主防災活動の継続が懸念される状況となっています。

そこで、今回、自主防災組織が感染症対策を実施することで継続した自主防災活動に取り組むことができるよう、感染症対策に必要となる物品を購入する際の費用を補助する「宇治市自主防災組織感染症対策事業補助金」を創設しました。

いざという時に地域全体が迅速に助け合い、行動することができるように、この補助金を活用し、災害に強い地域づくりを進めてください。



宇治市宣伝大使「ちはや姫」

【問い合わせ先】

宇治市 危機管理室
TEL 0774 (39) 9421 (直通)

宇治市自主防災組織感染症対策事業補助金について

宇治市では、町内会や自治会などの自主防災組織が、地域で継続した自主防災活動に取り組むことができるよう、災害時に地域で使用する感染症対策物品を購入する際に、その経費を補助する「宇治市自主防災組織感染症対策事業補助金」制度を設けています。

● 補助金を受けられる組織は？

市内の町内会や自治会（その他これに準ずる団体）が、地域の防災対策確立のために自主的に設けた組織で、運営・構成に係る自主防災マニュアルを有する組織であること。

● 補助金の額は？

補助対象事業に要する経費の10分の10（千円未満は切捨て）とし、10万円を補助金の限度額とします。

ただし、できるだけ多くの組織にこの制度を利用してもらうため、同一組織がこの制度を受けられるのは1回のみとします。

● 管理義務とは？

補助を受けて購入した物品は、万一の場合に備えて、善良な管理者の注意をもって管理していただく必要があります。

また、補助を受けて購入した物品は、処分してはならない期間（購入の日から5年間）を定めていますのでご注意ください。

● 申し込み方法について

事前に交付申請が必要になりますので、物品を購入する前に危機管理室までご相談ください。（申請前に購入された物につきましては補助対象外となります）

なお、申請をされる際は、「P4 交付申請手続きについて」をご確認いただき、手続きに従って、年度内（2022年3月末まで）に事業の終了報告を完了してください。

● 補助の対象となるもの

補助の対象となる品目については下表のとおりですが、申請前には、災害時に自主防災活動を行う際に実施する感染症対策を検討し、感染症対策に必要となる物品であることを必ず確認してください。

なお、申請する際には、自主防災活動時における感染症対策及び物品の管理、使用目的・方法などを記載した自主防災マニュアルの提出が必要となります。

対象品目	①	テント
	②	簡易間仕切り
	③	簡易トイレ
	④	段ボールベッド
	⑤	非接触型体温計
	⑥	<p>その他感染症対策物品で継続して使用が可能と認められるもの</p> <p>※マスク・消毒液・手袋等の消耗品は除く</p> <p>※固定式の物品は除く</p>

※ 感染症に関する物品の配布を目的とした経費は認めません。

※ ⑥については、事前に相談をしてください。

※ 消耗品・原材料等については対象外となりますが、感染症対策物品の一部として必要なもの（簡易トイレで使用する凝固剤、非接触型体温計で使用する電池など）は対象とします。

宇治市自主防災組織感染症対策事業補助金

交付申請手続きについて

